

# 特定非営利活動法人（NPO法人）の事務担当者の皆様へ

## 道税に関するお知らせ

### ○まず、法人設立の届出を！

法人を設立した場合は、道税（法人道民税・法人事業税）に関して、法人設立の届出書（事業開始等の届出書）の提出が必要です。

法人の主たる事務所等の所在地を所管する、支庁税務部（税務課）又は道税事務所に必要な書類（登記事項証明書の写し、定款の写し）を添付して提出してください。

### ○NPO法人に対する法人道民税・法人事業税の取り扱い

税法上の収益事業を行う場合は、法人道民税（法人税割・均等割）及び法人事業税について、各事業年度終了の日から2か月以内に申告納付しなければなりません。

税法上の収益事業を行わない場合であっても、法人道民税の均等割について、毎年4月30日までに申告納付しなければなりません。

### ○法人道民税均等割の減免について

税法上の収益事業を行わないNPO法人の法人道民税の均等割は、申請により減免されます。

税法上の収益事業を行わないNPO法人、法人道民税の均等割について申告納付しなければなりません。申告期限までに申請をすることにより、その全額が減免されます。

減免申請書については、法人設立の届出をしていただければ、法人道民税均等割申告書と併せて送付させていただきますので、必要書類を添付して申告書とともに提出してください。

### 税法上の収益事業とは？

NPO法人が税法上の収益事業を行う場合には、法人道民税（法人税割・均等割）及び法人事業税及び地方法人特別税の申告義務があり、法人道民税の均等割が減免されません。

この場合の収益事業とは、「法人税法施行令第5条に規定する事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの」とされており、その範囲は法人税と同様であるため、具体的な認定にあたっては、国の税務署の取り扱いに準じることとされています。

したがって、NPO法人の行っている事業が、税法上の収益事業に該当するか否かについて疑義がある場合は、所轄の税務署に確認していただく必要があります。

お問い合わせは、裏面にある最寄りの総合振興局、振興局又は道税事務所へ

総合振興局・振興局・道税事務所一覧

平成22年4月1日現在

| 総合振興局等           | 郵便番号     | 所在地                             | 電話            | 所管区域等   |
|------------------|----------|---------------------------------|---------------|---|
| 空知総合振興局          | 068-8558 | 岩見沢市8条西5丁目                      | (0126)20-0050 | 夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町 |
| 深川道税事務所          | 074-0002 | 深川市2条19番13号                     | (0164)23-3578 | 深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町   |
| 石狩振興局            | 060-8558 | 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館5F             | (011)281-7936 | 江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村   |
| 後志総合振興局          | 044-8588 | 倶知安町北1条東2丁目                     | (0136)23-1332 | 島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村                  |
| 小樽道税事務所          | 047-0033 | 小樽市富岡1丁目14番13号                  | (0134)23-9441 | 小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村  |
| 胆振総合振興局          | 051-8558 | 室蘭市海岸町1丁目4番1号<br>むろらん広域センタービル1F | (0143)24-9579 | 室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町  |
| 苫小牧道税事務所         | 053-0018 | 苫小牧市旭町2丁目8番15号                  | (0144)32-5178 | 苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町   |
| 日高振興局            | 057-8558 | 浦河町栄丘東通56号                      | (0146)22-9062 | 日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町  |
| 渡島総合振興局          | 041-8558 | 函館市美原4丁目6番16号                   | (0138)47-9441 | 函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町                                  |
| 檜山振興局            | 043-8558 | 江差町字陣屋町336番地の3                  | (0139)52-6472 | 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町  |
| 上川総合振興局          | 079-8610 | 旭川市永山6条19丁目1番1号                 | (0166)46-5926 | 旭川市、富良野市、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村          |
| 名寄道税事務所          | 096-0014 | 名寄市西4条南2丁目                      | (01654)2-4148 | 士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町   |
| 留萌振興局            | 077-8585 | 留萌市住之江町2丁目1番地2                  | (0164)42-8417 | 留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町  |
| 宗谷総合振興局          | 097-8558 | 稚内市末広4丁目2番27号                   | (0162)33-2913 | 稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町                                   |
| オホーツク総合振興局       | 093-8585 | 網走市北7条西3丁目                      | (0152)41-0613 | 網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町  |
| 北見道税事務所          | 090-0018 | 北見市青葉町6番6号                      | (0157)25-8681 | 北見市、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町   |
| 紋別道税事務所          | 094-8554 | 紋別市幸町6丁目                        | (0158)24-2626 | 紋別市、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町  |
| 十勝総合振興局          | 080-8588 | 帯広市東3条南3丁目                      | (0155)27-8505 | 帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町 |
| 釧路総合振興局          | 085-8588 | 釧路市浦見2丁目2番54号                   | (0154)43-9161 | 釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町  |
| 根室振興局            | 087-8588 | 根室市常盤町3丁目28番地                   | (0153)24-5479 | 根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町  |
| 札幌道税事務所<br>税務管理部 | 060-0003 | 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館2F             | (011)281-7834 | 札幌市(全区)   |

※電話番号は、税務課(課税課)への直通です。